

委員会内規

令和2（2020）年4月1日制定
令和2（2020）年6月26日施行

1. 委員会の組織

委員会は日本学術振興会 R022 量子構造生物学委員会と称する。委員会の主たる活動は「研究会」の開催であり、「研究会」では会員（産業界委員および個人会員）あるいは関係分野の内外研究者による研究発表および相互討論を行い、学術的な产学協力を推進する。委員会には、委員長（1名）、副委員長（2名）、運営委員（数名程度）から構成される運営委員会を置く。委員長が統括する運営委員会は、研究会の計画と遂行、委員会の予算・決算、法人および個人会員（産業界および学界委員）の管理などの委員会の運営全般にあたる。

2. 設定期間

委員会の設定期間は令和2（2020）年4月1日から令和7（2025）年3月31日までの5年間とする。設定期間の終了後の継続については別途協議する。

3. 委員の任期

委員は産業界委員（法人会員）および個人会員（学界委員）からなる。学界委員の主たる任務は、委員会が開催する研究会への出席および討論である。学界委員の任期は委員会の設定期間である5年間とする。ただし、任期中に満65歳の誕生日を迎えた学界委員については、その年度末をもって任期を終了する。また、研究会への出席率が低い学界委員については、総会での承認を得て、その任期にかかわらず毎年度末には翌年度への継続を行わない。

4. 委員長の選出方法

委員長の選出は、委員からの推薦を受けて運営委員会で協議し、運営委員会が推薦する候補者に対して総会で承認を得る。

5. 総会

委員全員を構成員とする総会を年1回開催する。総会では、運営委員会から提示される活動・運営計画などについて、委員会としての最終的な意思決定を行う。

6. 委員会の経費

委員会の経費は法人委員の会費をもって充てる。

7. 会議等の記録

総会、運営委員会、研究会の開催にあたっては会議録を作成する。

8. 知的財産

委員会では産業界委員および学界委員間で共通する技術に関するノウハウを共有して、法人会員のインセンティブを確保しつつ、得られた知見を最大限、社会に還元する。委員会に関する研究者のバックグラウンド特許については、本委員会に関わる研究者に関するものについては活用可能とし（条件は別途協議）、本委員会の研究活動の中から各方面で活用可能なフォアグラウンド特許が生まれた場合にはそれも活用可能として（条件は別途協議）、委員会活動の促進を図る。

9. 秘密保持

情報セキュリティに関しては、平成30年8月に日本学術振興会が作成した「セキュリティポリシー（ガイドライン）」を基盤として、产学協力委員会の活動における情報資産を安全に管理・活用し、情報セキュリティ水準の引き上げを図る。ガイドラインに定められている情報セキュリティインシデント発生時の対応方法や情報システムのセキュリティ機能の在り方を基にして、情報セキュリティ水準を適切に維持する。

10. 委員会の解散

委員会の設定期間の満了等に伴い委員会を解散する場合は、前もって総会において確認を行う。委員会を何らかのかたちで継続しようとする場合についても同様とする。委員会解散に伴い残余経費がある場合については、日本学術振興会協力会と事前に協議の上、適切な処理を行う。

11. 内規の変更

委員会内規の変更は、運営委員会がこれを必要と判断した場合や委員からの提起があった場合には、これを審議して内規変更案を作成し、総会での承認を得る。